

【夏合宿 第三問】

被告人 X は平成 22 年 9 月ころ、高校時代の先輩 B に誘われ、A、C、D、E、F と交遊するようになった。当初は遊び仲間といった風情であったものの、次第に窃盗行為や車上荒らしを集団で行うようになり、平成 25 年 8 月までに 4 度、老夫婦の居住する邸宅の寝込みを襲い、邸内で保有している財産のありかを聞き出して奪う手だてにより強盗行為を行ってきたが、いまだ検挙されていなかった。

平成 25 年 8 月 8 日午後 8 時ころ、X と A～F は、過去と同様の計画を立て、標的とする被害者方の下見を行いつつ、住居侵入・強盗の共謀を遂げた。翌日午前 3 時ころ、A は被害者方の窓から侵入し、内側から勝手口の施錠を外すなどして、強盗の実行犯 B、C のための侵入口を確保した。B、C が勝手口から侵入し A とともに被害者らの寝室に向かいつつあるとき、被害者宅そばで周囲の状況を見張っていた D、E は、現場付近に人が集まってきたのを見て犯行の発覚をおそれ、近くの駐車場で逃走のため待機していた車内にいる X、F に「自分たちだけ先に逃げないか。」と持ちかけた。

X は A～F とともに度重なる同様の犯罪計画に参加はしていたものの、良心の呵責を絶えず感じていて、計画においても常に逃走用車の運転手を務めるにとどまっていた。それゆえ分け前も少なかったが、X は分け前を浪費せず、いつか償わなければならない時が来ると信じ、銀行の口座に預金していた。

そこで上記のように E から逃走の話を持ちかけられた X は、犯罪に加担している弱い自分から脱却できるのは今しかない、と決意して、B に電話をかけ、「人が集まっているので、計画はやめにしましょう。」と告げたところ、「おい、待ってくれよ。少しですむから」などと言われたため、「危ないから 1 分も待てません。先に帰ります。」と告げて一方的に電話を切った。B らはこの時点において、邸内で道に迷っており、被害者らの寝室に至っていないが、まさか 3 年間もともに強盗をしてきた X らが自分たちを裏切って逃走することはないだろうと思い、被害者らの捜索を続行した。

X は D、E、F とともに車でその場をあとにした。そして X は、先輩たちが罪なき老人をさらに傷つけたりしてはいけない、という思いから、被害者宅から 1km ほどのところにある交番に立ち寄り、「あっちの方が何だかさわがしいですよ。」と自車の来た方角を指した。

なお A、B、C は電話のあと計画通り強盗におよび、被害者らに加療 2 か月を要する傷害を負わせ、現金 200 万円及び 1000 万円相当の地金を得たが、前記交番巡査らがすぐに駆けつけ、現行犯逮捕された。

X の罪責を論ぜよ。

参考判例：最高裁平成 21 年 6 月 30 日第三小法廷決定
(東京高裁平成 19 年 7 月 19 日判決,東京地裁八王子支平成 19 年 2 月 21 日判決)